

千葉県若葉区選挙管理委員会告示第2号

平成31年4月7日執行予定の千葉県議会議員一般選挙及び千葉県議会議員一般選挙に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成30年政令第336号）第1条の規定により、本区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

平成31年3月1日

千葉県若葉区選挙管理委員会委員長 小川孝男

登録の移替えを延期する期間

平成31年3月15日から平成31年4月7日まで